

2015年4月施行のフロン排出抑制法による

簡易点検の無料相談実施中！

3ヶ月に1回点検してありますか？

業務用冷凍空調機の点検が義務化されました

点検や漏洩時の対応を怠ったり、フロン類をみだりに放出した場合は下記のような罰則を受ける事があります

- * フロンをみだりに放出した場合 1年以下の懲役、または50万円以下の罰金
- * 点検義務や漏洩時の対応、記録の保管に違反した場合 50万円以下の罰金
- * 算定漏洩量の未報告及び虚偽報告の場合 10万円以下の過料

『義務だと言われても、何をどうしたら良いのか分からない』

と言うお声にお応えして法令を順守できるように、点検方法や記録方法などを無料でアドバイス致します

対象機種一例



こんな形のエアコンは**全て対象**となります。

他にも、業務用の壁掛タイプエアコン、設備・工業用のエアコン、チリングユニット、スポットエアコン、業務用冷蔵・冷凍庫、冷凍・冷蔵用ケース、製氷機 など…

現在ご使用中の機器が対象かどうか？ わからない場合も是非ご相談下さい！

※有資格者による法に基づく定期点検（有償）
に関しても、お気軽にお問合せ下さい

空調設備機器の不満を満足へ
当社で解決いたします！

空調・冷凍機器の *点検・修理 *保守管理 *販売及び設計施工



株式会社 ライフ空調

相模原市中央区田名3210-3

TEL : 042-762-8294 FAX : 042-762-8295

お問合せ窓口



0120-62-8294

エアコンリース好評受付中